

## 税額の算出方法

市民税・県民税の税額は、税を負担する能力のある人が等しく広く負担していただく「(1)均等割」と前年の所得金額に応じて負担していただく「(2)所得割」の合計額です。

※令和6年度より、森林整備等に必要な財源を安定的に確保するための「(3)森林環境税」(国税)が導入されました。

### (1)均等割額

市民税 3,000円 + 県民税 1,500円 = 4,500円

※市税条例第31条により3,000円

(地方税法第295条第3項、地方税法施行令第47条の3、江津市は生活保護基準の級地区分の3級地に該当)

※島根県税条例第11条により1,000円

(地方税法第24条の5)

※県民税均等割額には「水と緑の森づくり税」として500円が加算されています。

### (2)所得割額

所得割の税額は、前年の所得に応じて一般に次のような方法で計算されます。

所得割額 = (所得金額 - 所得控除額) × 税率 (個人市民税6% + 個人県民税4% = 10%) - 税額控除

※分離課税所得に関する税率はこのとおりではありません。

※市分は市税条例第34条の3第1項で6%と規定されています。

※県分は島根県税条例第9条により4%と規定されています。

### (3)森林環境税

※森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、住民税均等割が課税される方に1,000円が課税されます。